

伊 勢 市 公 報

第 27 号
平成 18 年 12 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	2
○ 道路の区域変更について	3
○ 道路の供用開始について	4
○ 道路の供用開始について	5
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	6
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	7
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 転出による永久選挙人名簿の抹消について	8
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	9
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	10
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 住民票作成による在外選挙人名簿の抹消について	11
農業委員会告示	
○ 小作料の標準額について	12
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	13
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	14
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	15
○ 農用地利用集積計画の作成について	16
正 誤	17

伊勢市告示第 107 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 18 年 12 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 18 年 12 月 13 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 108 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 12 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	一之木 5 丁 目 18 号線	一之木 5 丁目 665 番 3 地先から 一之木 5 丁目 1077 番 3 地先まで	旧	5.0～9.0	59.5
			新	5.0～9.0	70.4

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 109 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 12 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
一之木 5 丁目 18 号線	一之木 5 丁目 665 番 3 地先から 一之木 5 丁目 1077 番 3 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 12 月 8 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 110 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 12 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
小俣 1 号線	小俣町本町 341 番地先から 小俣町本町 341 番 54 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 12 月 8 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 111 号

公 示

次の放置自動車を、伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 10 条第 1 項の規定により移動し、同条第 2 項の規定により保管していますので、同条第 4 項後段の規定により公示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

平成 18 年 12 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

整 理 番 号		1803		
放置されていた場所		伊勢市西豊浜町地内 市道西豊浜 4 号線		
移 動 し た 日 時		平成 18 年 12 月 6 日		
保 管 を 始 め た 日 時		平成 18 年 12 月 6 日		
保 管 の 場 所		伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫		
移 動 保 管 の 理 由		当該放置自動車により、市管理地及びその周辺の生活環境に著しい障害が生じているため		
放置自動車 の 形態等	メーカー名	トヨタ	塗 色	白色
	車 名	コロナ	自動車登録番号	三重 77 ひ 8002
	型式・種別	E - AT170・小型	車 台 番 号	AT170-4046475

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係
(電話 0596-21-5589)

伊勢市教育委員会告示第 16 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 18 年 12 月 15 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会

委員長 菊 川 厚

記

- 1 日 時 平成 18 年 12 月 20 日（水）午後 6 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4 階 2 会議室

伊勢市選管告示第 94 号

当市の選挙人名簿に登録されている下記の者について、当市に住所を有しなくなり表示をしてから平成 18 年 12 月 1 日現在で 4 箇月を経過したので、選挙人名簿から抹消しました。

平成 18 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

男	266 人
女	257 人
計	523 人

「下記の者」は省略し、抹消者一覧表を選挙管理委員会事務局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

伊勢市選管告示第 95 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条及び第 75 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 18 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 2,204 人

2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 36,728 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 110,183 人

伊勢市選管告示第 96 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 18 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 18,364 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 110,183 人

伊勢市選管告示第 97 号

当市の在外選挙人名簿に登録されている下記の者について、国内の市区町村において新たに住民票が作成され表示をしてから平成 18 年 11 月 15 日現在で 4 箇月を経過したので、在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 18 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

氏 名	性別	生 年 月 日	住民票作成年月日	住民票作成 市区町村名
藤原 靖弘	男	昭和 31 年 12 月 21 日	平成 18 年 7 月 14 日	三重県伊勢市

伊勢市農業委員会告示第3号

農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定により、小作料の標準額を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年12月13日

伊勢市農業委員会
会 長 中 川 堯

1 標準小作料

単位 10アール

農地の区分	小作料の標準額	備 考
田の部	13,000円	水利及び肥培管理が便利な所 収穫高510kg程度の所
特殊田は、標準額を定めない。		
畑の部	8,000円	肥培管理が便利な所
特殊畑は、標準額を定めない。		

2 参考小作料

単位 10アール

作物名	小作料の標準額	備 考
いちご	24,000円	いちごを作付けする農地

3 適用開始期日 平成18年12月13日

伊勢市上下水道事業告示第 74 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 12 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
296	設備ナカガワ	松阪市外五曲町 134 番地 4	平成 18 年 11 月 20 日

伊勢市上下水道事業告示第 75 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 12 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
297	株式会社 ソーケン	度会郡大紀町大内山 891 番地 3	平成 18 年 12 月 11 日

伊勢市公告第 62 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 12 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	2 人	31,648 m ²	1 年
16 人	11 人	31,282 m ²	3 年
23 人	8 人	66,106.74 m ²	5 年
3 人	1 人	3,218 m ²	7 年

伊勢市公告第 63 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 12 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	929 m ²	売買

正	誤
---	---

平成 18 年 7 月 5 日付け伊勢市公報第 16 号の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成 18 年伊勢市規則第 27 号)別表第 5 の 18 の項から 113 の項までの第 4 級の欄

頁	誤	正
81～85	1	2
	1	3
	1	4
	1	5
	2	6
	3	7
	4	8
	5	9
	6	10
	7	11
	8	12
	9	13
	10	14
	11	15
	12	16
	13	17
	14	18
	15	19
	16	20

17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41

21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45

41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49

45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53

49
49
50
50
50
50
51
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58

53
53
54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
62

58
59

62
63